一般社団法人 長野市薬剤師会役員選挙規程

平成24年5月30日制定 平成25年4月 1日施行 平成25年5月15日一部改定 平成26年3月28日一部改定 平成29年2月22日一部改定 令和 3年7月 7日一部改定

(趣旨)

第1条 本規程は、定款第24条により定める。

(選挙管理委員会)

- 第2条 選挙が公正かつ適切に行われるために選挙管理委員会を設置する。
- 第3条 選挙管理委員会は選挙管理事務一切を行う。
- 第4条 選挙管理委員会は、3名の委員をもって構成される。
 - 2 選挙管理委員は、会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 選挙管理委員は、候補者及び推薦人にはなれない。
 - 4 選挙管理委員長は、委員の互選による。
 - 5 選挙管理委員の任期は、委嘱後から改選期定時総会までとする。但し、 後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(選挙の告示受付)

- 第5条 選挙管理委員長は、総会30日前までに選挙告示を行う。
 - 2 選挙管理委員会は、告示日から選挙期日14日前の午後3時まで立候補 者の受付を行う。
 - 3 受付を受理された候補者の候補者名は、受付順に薬剤師会事務所に推薦 者名を添えて掲示する。

(理事、監事の選挙の方法)

- 第6条 選挙は総会出席者を有権者とする。選挙権の行使は理由の如何を問わず 委任を認めない。
 - 2 投票は1人1票の無記名による連記記号式投票とする。
 - 3 連記記号式投票は、候補者全員の氏名が記載された投票用紙の記入欄 に、定数以内の○印を記入するものとする。
 - 4 ○印の数を得票数とする。但し、定数を超えて○印を記入したものは無 効票とする。
 - 5 理事、監事候補者が定数及び定数に満たない場合は、投票による選挙は 行わないものとする。

(役員定数)

- 第7条 定款第23条に規定する本会の理事は10人以上17人以内とする。 (立候補)
- 第8条 理事、監事に立候補するものは正会員でなければならない。
 - 2 理事、監事に立候補する者は正会員5名以上の推薦を必要とする。
 - 3 立候補者は理事と監事の両方の候補者にはなれない。また推薦人にもなれない。
 - 4 推薦人は、複数の候補者の推薦人になれない。また候補者にもなれない。ただし理事及び監事の両方の推薦人となれる。
 - 5 候補者であることを辞退しようとするときは、総会の前日の正午までに 選挙管理委員長に文書で届出なければならない。

(所信表明)

第9条 総会の席上、理事、監事に立候補したものは、事前に選挙管理委員長に 申し出ることによって、委員長の定める時間内において所信を述べる機 会が与えられる。

(当選者の決定)

- 第10条 当選者は上位得票者順とする。定数枠目が得票同数の場合は抽選で当選 を確定する。
 - 2 理事、監事候補者が夫々定数及び定数に満たない場合は、総会出席者に 信任を得て当選者とする。
 - 3 信任の方法は、議長が総会に諮った方法による。

(会長、副会長の選任)

- 第11条 会長、副会長は選任された理事の中から会長1名、副会長2名を理事会で 選定する。
 - 2 選定された、会長1名、副会長2名の名簿は直近発行の「なが薬だより」に掲載し、会員へ報告する。

(役員の補充)

- 第12条 役員任期中に欠員を生じた場合、その扱いについては理事会の決定による。
 - 2 理事が定数の上限に達せず理事会が必要と認める場合、定数の範囲内で総会の議決により理事を追加することができる。

(実施要領)

第13条 本規程による選挙を支障なく実施するため、選挙管理委員会は実施要領 を別に定める。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

付 則

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条に定める
- 一般社団法人の設立の登記の日から施行する。